

## 鹿屋体育大学東京サテライトキャンパス規則

〔平成21年10月1日〕  
規則第13号  
改正 平成25年5月24日  
規則第10号  
平成31年2月8日  
規則第4号

### (設置)

第1条 鹿屋体育大学（以下「本学」という。）に鹿屋体育大学東京サテライトキャンパス（以下「東京キャンパス」という。）を置く。

### (目的)

第2条 東京キャンパスは、本学が首都圏において行う諸活動のために使用し、もって本学が有する人的資源及び教育研究機能を広く社会に還元することを目的とする。

### (用途)

第3条 東京キャンパスは、次に掲げる業務のために使用する。

- (1) 教育研究活動
- (2) 広報活動
- (3) 就職支援活動
- (4) 大学運営に関する諸活動
- (5) その他首都圏における本学事業

### (所在地)

第4条 東京キャンパスの所在地は、次のとおりとする。

東京都港区芝浦 3-3-6 東京工業大学キャンパス・イノベーションセンター内

### (職員)

第5条 東京キャンパスに、第3条に定める用途のために必要な職員を置く。

### (使用許可)

第6条 東京キャンパスを使用しようとする者は、原則として所定の手続きにより使用許可を得なければならない。

### (事務)

第7条 東京キャンパスに関する事務は、関係各課等の協力を得て、総務課において処理する。

### (雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、東京キャンパスの運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

### 附 則

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

### 附 則（平25.5.24規則第10号）

この規則は、平成25年5月24日から施行し、平成25年5月13日から適用する。

附 則（平成 31. 2. 8 規則第 4 号）  
この規則は、平成 31 年 2 月 8 日から施行する。